

事務局長	係長	係

第21回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月3日（木）午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 大町町役場 第2委員会室（2階）

3. 出席者（9名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		

4. 欠席者（1名）

委員 堤 忠雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■ 委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第23号】 令和3年度農業経営基盤強化促進法（第8号）の諮問について

【議案第24号】 農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（2件）

【議案第25号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）

【議案第26号】 農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）

その他

・農用地利用配分計画について

※総会后、農業委員会による最適化活動の推進について説明（佐賀県農業会議）

6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	古賀 九州男
係長	津野 弘樹
主査	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和4年第21回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第23号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第23号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第23号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第23号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で議案第23号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第8号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第23号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第8号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案

のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1件目）、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは10ページをご覧ください。今回、農家住宅建設に係る農振除外の案件であり、令和4年2月4日に申請があった分になります。こちらの案件については、申請地が土地改良事業の完了公告後8年未経過の農地であることから、通常の手続きでは農振除外を行うことは原則できないのですが、町が定めた振興計画のもとで、除外目的が地域農業に資する施設である場合には除外を行うことができることから、今回の案件である農家住宅建設については農振除外がやむを得ないのではないかとということで以下説明をさせていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1件目）の内容を朗読及び説明】

それでは、別紙の「農振除外に係る農業委員会の審査項目」をご覧ください。

【以下、「農振除外に係る農業委員会の審査項目（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号各号に掲げる要件）」に基づき、農業委員会の意見の要旨と振興計画への意見の反映の内容について説明】

以上により、本案件に係る農振除外はやむを得ないのではないかと考えられます。

議長

ありがとうございました。ご意見等ございませんか。

（意見・質問等なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1件目）、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1件目）、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（2件目）、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは16、17ページをご覧ください。農振除外の目的が

建売分譲（特定建築条件付売買予定地）の案件であり、令和4年2月21日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（2件目）の内容を朗読及び説明】

次に、農振除外を行うにあたって、5つの要件を全て満たす必要があるのですが、別紙の「農振5要件の検討調書」をご覧ください。

1つ目の要件、①当該変更に係る土地を農用地等以外の土地に供することが必要かつ適当であり、代替性がないことについて、1点目に計画地に立地することが必要かつ適当と判断した根拠ですが、申請地は小中一貫校や保育園など教育施設に近い場所であり、山間部にも近く自然に恵まれており、教育環境に適した場所となっています。また、後継者不在が急速化している地域にあることから、建売分譲（特定建築条件付売買予定地）への転用はやむを得ないと思われれます。2点目に、通常必要とされる面積等からみて、除外が過大でないと思われれますが、土地利用計画図から総計画面積■■■■㎡であり、住宅■■■件・開発道路が計画されており、計画面積は過大ではないと思われれます。3点目に、地域内に農地以外の土地、農用地区域以外の土地で、施設の建設等が可能な土地がないことについてですが、申請地以外の代替地については、地域内の土地については十分な面積が確保できず、建売分譲地としては立地条件に乏しい等の理由から建設可能な土地が見当たらず、また、農用地区域以外の土地では、比較的学校や役場の近隣であったが、所有者に営農継続の意思があったため断念せざるをえなかったことから、やむを得ないと思われれます。以上のことから、1つ目の要件は、Yesと判断しております。

続いて2つ目の要件ですが、②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響がないことについては、申請地の周辺はいずれも町道・水路および宅地に囲まれた場所であり、他の農地への進入等を妨げるものもないことから、周辺農地への日照・通風や作業効率上の影響はないと考えられます。また、近隣農地の取水についても、各筆水路から取ることができるため他の農地の取水に影響はなく、排水に関しても既存水路に放流される計画であることから、周辺農地へ与える影響はないと考えられます。よって、2つ目の要件もYesと判断しております。

3つ目の要件ですが、③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことについては、申請地は周辺が農地以外に囲まれた場所であり、集落営農組織等は存在しません。また、近隣農地の耕作者からは「今後の農業経営計画に支障が生じない旨の確認書」において支障を及ぼす恐れはない旨の確認書がとれており、影響は軽微であるこ

とから、3つ目の要件も Yes となります。

続いて4つ目の要件、④土地改良施設の有する機能に与える影響がないことについては、申請地には土地改良施設が設置されていないため、影響はないと判断できることから、Yes となります。

最後の5つ目の要件、⑤土地改良事業完了公告後8年未経過(又は事業実施中)でないことについても、土地改良施設はないため、Yes となります。

以上により、本案件に係る農振除外はやむを得ないのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について(2件目)、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第24号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について(2件目)、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第25号農地法第5条の規定による農地の転用について(1件)、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは24ページをお開きください。新幹線複線化関係の工事の際の資材置き場という案件であります。3年前に一時転用の許可が下りていたもので、今回許可期間の延長ということで申請がありました。

【以下、別添議案書に基づき議案第25号農地法第5条の規定による農地の転用について(1件)の内容を朗読及び説明】

農地区分についてですが、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ということで第1種農地となります。許可基準については、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることとなっております。面積割合は全て第1種農地となっております。続いて農業委員会の意見といたしまして、1農地の区分と転用目的というところですが、申請地は特定土地改良事業が行われている第1種農地となります。今回、新幹線複線化事業に伴い、新設される線路、移設される水路・道路工事の期間延長の申請であり、引き続き資材置き

場等が必要であり、隣接した申請地以外に代替できる適当な土地が見当たらないため、申請地を継続して一時転用することはやむを得ないと考えられますので、適当と思われます。2 資力及び信用ですが、総事業費■■■■円に対し、予算化されており、予算書の写しが提出されており、適当と思われます。3 仮登記等はありません。4 遅滞なく供されることの確実性ですが、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実と思われます。5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、該当ありません。6 農地以外の土地の利用見込みについては、資材置き場等への進入にかかる仮設道路用地についても、別途賃貸借契約が締結されており、確実と思われます。7 計画面積の妥当性ですが、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適正であると考えられます。8 宅地のみではございません。9 周辺農地等にかかる営農条件への支障の有無ですが、日照に影響する大規模な建物は建設されず、また、排水は雨水がほとんどであるが、水路へ放流し、隣接農地への流出はないことから営農に支障はないと思われます。10 一時転用については、令和5年10月末まで農地復元確約書が提出されており、復元は確実に行われると考えられます。11 行政庁との協議の進捗状況ですが、今回は該当ありません。

以上により許可相当ではないかと思われます。

議長 ありがとうございます。何かありましたらお願いします

■■委員 農地への復元も含めて工事完了期間内（令和5年10月末まで）に終わるのですか。

事務局 農地への復元も含めた許可期間の申請となっております。

■■委員 復元の際は、実際に水を張ってレベル確認を行った上で、田の適正な復元が行われるよう転用事業者への指導をお願いします。

議長 他にありませんか。

（質問・意見等なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第25号農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 議案第25号農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第26号農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは41ページ目になります。議案第26号農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）、説明いたします。■■地区のハウス団地建設に係る案件であり、先月の総会にてあっせん申し出があった旨報告し、2名あっせん委員になっていただき調整を行っておりましたが、2月にあっせん調整会議を行ったその後、売買の諸手続きに係る準備が整いました。

【以下、別添議案書に基づき議案第26号農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）の内容を朗読及び説明】

あっせん調整会議を行った結果、売り手である■■■■から■■■■への買入れを行うこととなりました。今回は、売渡申出人から佐賀県農業公社に買入依頼を行ってよいかという案件でございます。対象農地の場所については、44ページをご覧ください。宜しくをお願いします。

議長 ありがとうございます。何かあればお願いします。

（質問・意見等なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 議案第26号農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。続きまして、その他に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 【事務局より、農用地利用配分計画について説明】

議長 何か質問等ありませんか。

（質問・意見等なし）

議長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

します。

副議長

それではこれもちまして、第21回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、4月4日（月）に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員